

# 更生保護法人ウイズ広島役員等の利益相反防止に関する

## 適正化措置規程

更生保護法人ウイズ広島

### (目的)

第1条 この規程は、更生保護法人ウイズ広島（以下「法人」という。）倫理に関する規程第6条第2項に定める利益相反に該当する事項について必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用の範囲)

第2条 この規程は、法人の役員及び評議員（以下「役員等」という。）に適用する。

### (自己申告)

第3条 役員等は、法人と自らの利益が相反する可能性が生じたとき、遅滞なく理事長に口頭もしくは書面をもって申告する。

2 理事長が前項の規定にもとづいて申告するときは、副理事長に対して行う。

### (申告後の対応)

第4条 前条第1項の規定にもとづく申告を受けた理事長は、申告内容を確認し、かつ副理事長又は監事と協議の上、必要に応じて、速やかに申告のあった役員等に対して、法人との利益相反状況の防止、又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求める。

2 前3条第2項に規定する申告を受けた副理事長は、申告内容を確認するとともに速やかに理事長に対して適正化等措置を求める。

### (申告内容及び申告書面の管理)

第5条 第3条の規定にもとづいて申告された内容は書面として記録し、事務局において適正に管理する。

### (改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

### 附則

この規程は、令和2年3月18日から施行する。